

# 英米信託法の基本的構造 (2・完)

木下 毅

## 目次

- 第1章 問題の所在
- 第2章 物権的取決めとしての信託設定 (以上第6号)
- 第3章 受益者の準物権的権利
- 第4章 受託者の財産管理権
- 第5章 結語 (以上本号)

## 第3章 受益者の準物権的権利

1. 意思理論に基づく法律行為論, 客体を全面的に支配する権能たる所有権観念および物権と債権との峻別というダイコトミィを中核とするわが国の大陸法的私法体系の中であって, 信託は, 第三者のためにする「契約」として構成されてきた。<sup>(78)</sup> コモン・ロー上の財産権 (legal estate) とエクイティ上の財産権 (equitable estate) とを区別する「二重所有権」および将来財産権 (future estate) の設定による「分割所有権」(division of ownership or fee simple) といった法的発想と無縁なわが国の私法体系において, 信託行為は, 形式的には完全権 (Vollrecht) の受託者への帰属および完全権の実質的制約を企図する委託者・受託者間の契約として構成されてきたのである。<sup>(79)</sup>

これに対し, 英米法系においては, 信託は, 第三者のためにする「契約」ではない, とされてきた。<sup>(80)</sup> すなわち, 「契約の受益者は, 単に約束者に対する人的請求権 (personal claim) を有するに過ぎない」のに対し, 「信託の受益者は, 信託財産に対する受益権 (beneficial interest in the trust property) を有する」として, 契約と信託とは峻別されてきた。<sup>(81)</sup>

2. 英米法系においても往時は、受託者が信託義務違反により信託財産を第三者に処分し、または、自己の固有財産とした場合、受益者が信託財産に対して直接の権利を有するか否かは争われていた。<sup>(82)</sup>しかし、時代の進展と共に受益権の財産的色彩が次第に認められるに至り、今日においては、受益者は、信託財産に対し直接の対物的権利をもつ、とされるまでに至った。すなわち、物権的追求効(following property)が認められるに至った。ただし、受益者の有する対物的権利たる受益権は、エクイティ上の権利であるため、「善意有償取得者」(bona fide purchaser for value)に対しては主張できない、という制約<sup>(83)</sup>を受ける。

信託法リステイメント第284条1項は、かかる趣旨を次のように規定している。「受託者が信託義務違反により信託財産を第三者に譲渡し、または、第三者に対して信託の目的物にコモン・ロー上の権利を設定した場合において、第三者が対価を提供し、信託義務違反の有無に関し善意で、かつ、公序良俗に反する取引行為に従事しているとの認識がないときは、第三者は、譲渡された権利または設定を受けた権利を、信託とは関係なく保有することができ、受益者<sup>(84)</sup>に対し責を負うことはない」と。

裏からいえば、受託者が信託の本旨に反して信託財産を他に処分し、第三者が信託財産を取得した場合において、(1)第三者が信託義務違反に関して悪意の<sup>(85)</sup>とき、(2)第三者が無償取得者であるとき<sup>(86)</sup>、または、(3)第三者において信託財産の処分が公序良俗に反することを現実に認識していたときは<sup>(87)</sup>、受益者としては、信託財産を追求してこれに対し受益権を主張することができることになる。これを譲受人たる第三者側からみれば、譲り受けた財産につき信託の対抗を受けることになる。その場合、第三者はその取得した財産権を「法定信託」(constructive trust)<sup>(88)</sup>に基づき信託の受益者のために保有していると構成される。換言すれば、受益者は、信託財産に対し対物的権利を有すると共に、第三者はその取得した信託財産につき法律上当然に「元の受託者」と同一の地位に置かれる、あるいはその地位を承継したものと法的に擬制されるのである。<sup>(89)</sup>

このように対物的権利と法定信託とは、物権的追求効という車の両輪のような関係にあり、両者がいわば重疊的に作用して信託の受益者に特別の法的保護を与えている。それ故、受益者が信託財産を追求したときは、それを旧受託者もしくはこれに代わる受託者または信託基金に返還させることができる<sup>(90)</sup>。

3. 受益者はさらに、信託財産そのもの (trust property itself) に対してのみならず、その代位物 (信託財産の代わりに取得された財産) (its substitute) を追求し、それに対して信託を主張することもできる。これによって、受託者の信託違反処分による譲受人が善意有償取得者である場合にも、受益者は法的保護を受けることになる<sup>(91)</sup>。かかる物権的追求効 (following property) が認められる根拠は、受益者の対物的権利が、その対象となっている客体の形が変っても消滅することなく、かつ、当該客体の果実に対しても及ぶとする法理に求められている<sup>(92)</sup>。

この物権的追求効は、「法定信託」ないし「先取特権」(equitable lien) を法理的基礎としている。

まず第1に、受益者としては、受託者が信託違反処分によって信託財産に代わる他の財産を取得した場合、信託違反処分を是認してその代位物に対し「法定信託」を強制する (受益権を主張する) ことができる。たとえば、受託者たる Y が、受益者たる X の信託財産の処分が違法であることを認識しながら (knowing)、それを違法に処分し、それによって代位物を取得した場合、X は、Y に対し違法に処分された信託財産の価額について対人的責任を追求することができるのみならず、信託財産の代位物に対してかかって行くこともできる。代位物の価額が信託財産の価額を上回る場合にも、Y としては、その利得を保持することができない。他方、X は、その利得をも取得することができる。その結果、X としては、損失に対する原状回復 (restitution) 以上のプラス・アルファを取得し、違法行為がなされなかった場合よりも、一層有利な立場に置かれる。しかしながら、その利得は X の財産から生じたことを理由に、Y がそれを取得するよりもむしろ X に取得させる方が正義に適い、公正である、

とされる。これに対し、利得はなく損失だけが存在する場合であれば、Yがその損失を負担しなければならない、とされる。というのは、Yは、Yによって違法に処分されたXの財産の価額について、Xに対し人的責任を負っているからである。この場合に、もしYに利得を取得することを許すことになれば、Yの違法行為に対しインセンティブを与える結果になるであろう。したがって、Yに損失を負担させ、利得を吐き出させることは、他人の信託財産の違法な処分に対する制裁としての機能および違法処分に対する抑止的效果を有することになる。それ故、Xは、エクイティ上の訴訟手続により他人の財産を差し押え、YをしてXにそれを返還させることができる。Yは、かかる財産をXに対する法定信託に基づいて保持している、と構成される。このように、受託者がその地位を利用して利得を得た場合、受託者は、この利得をも法定信託の信託財産として主張することができるのである。ただし、故意的処分でない場合には、法定信託の主張は、信託財産の代位物が受託者により保有され、追求できる場合に限られる<sup>(93)</sup>。

第2に、受益者としては、法定信託を主張する代わりに、受託者をして信託違反による損害を賠償させることもできる。この場合には、受益者は、信託違反に対する損害賠償の請求権を担保するために、その代位物に対し「先取特権」<sup>(94)</sup> (equitable lien) を行使することとなる。

第3に、信託違反をした受託者が信託財産を自己の固有財産と混和させるなど信託財産としての同一性が失われてそれを追求することが事実上不可能となった場合でも、受益者は、この混和したものないしその代位物に対し、法定信託の信託財産とみなされる割合的部分について権利を主張することもでき、また信託財産に生じた損失を填補するために信託財産の価額を限度として先取特権を主張することもできる<sup>(95)</sup>。

このように、受託者が信託違反処分により信託財産より価値のある物を取得した場合、受益者はそれにかかって行くことができ、また、代位物が信託財産より価値の低いものであれば、受益者は、信託財産の価額について受託者の人的責任を追及するために、その代位物に対し先取特権を主張することもできる。

かかる信託財産の代位物を追求しうる受益者のメリットは、それによって、処分から生ずる利得があれば、受託者からの利得をすべて吐き出させ、また、受託者が債務超過になれば、信託財産の代位物に対し一般債権者に優先して追求できる、という点に求められる。この代位物に対する受益権は、受託者に対してのみならず、善意有償取得者以外のいかなる第三者（たとえば、受託者の相手方からの転得者）<sup>(95a)</sup> に対しても、主張することができる。

4. このような受益者の権利が、対人的権利（債権）（right in personam）であるか、それとも対物的権利（物権）（right in rem）であるかは、英米においても今世紀初頭、特に1910年代のアメリカにおいて、学問上争われたところである。わが国においても、英米におけるこの二者択一の議論に影響されて、受益者の権利が債権であるか物権であるかが争われたこと周知のとおりである。

偉大な法制史家として名高いメイトランド（F. W. Maitland）は、受益権が対物的権利にほぼ相当する権利であることを認めつつ、受益者の権利をカット・オフすることのできる「善意有償取得者」が存在する可能性のあるかぎり、受益権の性質は、理論上「対人的権利」として構成せざるを得ない、とする態度をとる。<sup>(96)</sup> ラングデル（C. C. Langdell）<sup>(97)</sup>、エイムズ（J. B. Ames）<sup>(98)</sup> などの所説も、かかる意味での対人的権利説の立場に立つものであるが、これらの例からも分かるように比較的古い世代の学説に多く見られる。最近の学説としては、パウエル（R. R. Powell）<sup>(99)</sup> の説が注目される程度である。ここでは、対物的権利を一般世間に対抗しうる権利と定義した上で、学説上の論争が進められていることに注意する必要があるだろう。

これに対し、近時の有力な学説は、信託の対人的要素のみならず対物的要素をも積極的に認めようとする。これらの学説に共通してみられる点は、受益者の権利が、受託者に対して有する対人的権利の他に、さらに信託財産に関して存する対物的権利としての性質をも有するものとして、信託の対人的要素と対物的要素の併存を認める点である。たとえば、イギリスのサーモンド（J. W. Salmond）は、「信託は、二重所有権（duplicate ownership）に関するきわ

めて重要なしかも好奇心をそそる事例である<sup>(100)</sup>とし、「受益者は、信託義務の履行に関しては、受託者に対し単なる対人的権利 (personal right) 以上のものを有している<sup>(101)</sup>」のであり、「受益者は、自己自身信託財産の所有者である<sup>(102)</sup>」として、対物的権利説を主張した。ウィンフィールドの立場も、これに類する<sup>(103)</sup>。他方、アメリカにおいては、1910年代にハーヴァード大学を中心に対物的権利説の華々しい主張が相次いで見られた。その先鞭をつけたのが、1912年に発表されたウィロビィ (R. M. P. Willoughby) の博士論文とパウンド (R. Pound)<sup>(104)</sup> による批判的コメントであったといえよう。3年後の1915年には、ハストン (C. A. Huston) の「エクイティにおける判決の強制」(The Enforcement of Decrees in Equity)<sup>(106)</sup> と題する画期的論著が出るに至り、1916年のダーフィ (E. N. Durfee)<sup>(107)</sup> の論文がこれに次ぎ、1917年にスコット (A. W. Scott) の論文<sup>(108)</sup> が出るに及んで、対物的権利説がほぼ不動のものとなるに至った、とみることができよう。アメリカにおける契約法の2大著作といわれているウィリントン (S. Williston) の「契約法」(The Law of Contracts) (1920) およびコービン (A. L. Corbin) の「コービン契約法」(Corbin on Contracts) (1950) にほぼ対応すると思われるスコットの生涯の大著「信託法」(The Law of Trusts)<sup>(109)</sup> およびボジャート (G. G. Bogert) の大著「信託と受託者」(Trusts and Trustees)<sup>(110)</sup> (1935) の所説も、この系譜に連なる<sup>(111)</sup>。

しかしながら、かかる学説上の論争は、不毛な概念論争の感が強く、結局は対物的権利 (right in rem) という概念の射程距離如何にかかっているといえよう。このことは、受益者の権利の本質がいわゆる対人的権利ないし対物的権利のいずれの概念にも属しえない第3のカテゴリ (それ自身の種類 (sui generis)<sup>(112)</sup>) に属する権利であることを示唆しているように思われる。それ故、受益権は、一般世間 (すべての者) に対抗しうる権利という意味では対物的権利と言い難く、さりとて単なる対人的権利にはとどまらないその中間に位置する独自の権利といえよう。ただし、中間的とはいっても、その対物的権利の性質は、対人的要素にとどまらず物権に近似した対物的要素を併有しているが故に、<sup>(113)</sup> 「準物権的権利」(quasi right in rem) と称することがより適切と思われる。

このように英米法系は、信託技術の発明により、大陸法系の「契約」（債権）と「所有権」（物権）との間に中間的な独自の法的カテゴリを開拓してきた。かかる準物権的権利の創設により、英米法系の信託法は、受託者の信託義務違反により受託者から信託財産を取得した第三者と受益者との間に微妙な調整を行ってきたのである。<sup>(114)</sup>

この準物権的権利たる受益権は、エクイティの発展にかかる権利であり、そのキイ概念となっているのは、「通知」（notice）および「対価性」（value）という2つの法的概念である。前者の知不知の要件は、相対立する利益の調整的機能を果たしており、後者の伝統的な対価的要件と相俟って、準物権的権利を行使しうる場合を画定している。<sup>(115)</sup>

以上の叙述から明らかなように、受益権は、「第三者のためにする契約」により取得する「債権」とどまらず、完全な対物的権利とはいえないにせよ、それに準ずる物権的権利として観念されてきた。メイトランドによれば、「エクイティ裁判所は、受益者を過保護扱いしてきたが、債権者の保護の程度ははるかに低く見てきた」と評されているほどである。このように信託の特質は、「信託財産」を中心とする対物的な法理である点に存するのであり、信託当事者の「行為」を中心に債権的視座からのみ見たのではその特質を把握することができないといえよう。<sup>(116)</sup><sup>(117)</sup><sup>(118)</sup>

5. かくして、受益者は、受託者が信託の義務に違反して信託財産を処分し、第三者が信託財産を取得した場合、第三者が善意有償取得者でないかぎり、その準物権的権利を行使してその信託財産を追求することができる。信託財産の代わりに取得された財産についても、信託基金の法理に基づき、同様の結果となる。そのさい第三者は、その取得した信託財産について法律上当然に元の信託の受託者の地位を承継するものとみなされる。この「法定信託」（constructive trust）という法的構成は、信託当事者ないし関係者の意思如何に関係なく、何人たりとも自己に帰属する信託財産（客体）について法律上当然に他人のための受託者とみなされるという関係思想に基づく法技術である。<sup>(119)</sup>

このように、受益者の準物権的権利と法定信託とは、車の両輪のような関係にあり、英米信託法は、両者を重疊的に組み合わせることによって、受益者の権利（物権的追効）に手厚い法的保護を与えてきた、ということができよう。

(78) 四宮, 前掲(註5) 36頁。

(79) 入江, 前掲(註8) 13頁, 23—25頁, 53—55頁。Cf. Calif. Civil Code §§ 836, 2216. F. H. Lawson, *A Common Lawyer Looks at the Civil Law* 203 (1953).

(80) Restatement (Second) of Trusts § 14.

(81) *Id.* at Comment a; *id.* at § 130. *Brown v. Fletcher*, 235 U. S. 589 (1915) は、この点に関する合衆国最高裁判所の著名な判例である。Scott, *supra* note 14, at § 132 (“When the beneficiary of a trust transfers his interest, he is transferring an interest in property and not merely assigning a right of action.”); G. G. Bogert & G. T. Bogert, *Law of Trusts* § 161 ([1921] 5th ed. 1973) (“The beneficiary’s right is not that of a lienholder or a preferred creditor. It is based on a property right in the res or its substitute. ‘The right of the beneficiary to pursue and impose upon it the character of a trust is based on the principle that it is the property of the beneficiary,...’”). 四宮, 前掲(註5) 28頁も、わが信託法の受益権を世間一般に対抗しうる権利 (right in rem) とする立場から、受益権の構成に関し、次のようにいう。「受益者は、信託財産に対する給付請求権すなわち債権を有するが、そのほか信託財産に対する物的権利をも有する。……受益権は、請求権を基本としつつ、なお財産に対する物的権利を含む。……通説のよく説明しえなかった受益者の取消権(追及権)の基礎は、信託財産の目的とともに……, 受益権の物権性, すなわち, 信託財産に対して有する受益権の物的相関関係に存するのである。」と。この四宮説の先駆的発想をなすものとして、大阪谷公雄, 信託法改正の基本問題1頁(1937)の信託の本質に関する債権説批判参照。

(82) O. W. Holmes, *Early English Equity*, in *Collected Legal Papers* 15-17 (1885).

(83) Restatement (Second) of Trusts § 288 (“If the trustee in breach of

trust transfers trust property to a person who takes with notice of the breach of trust, the transferee does not hold the property free of the trust, although he paid value for the transfer.”). *Id.* at Comment a (“The beneficiary can in equity compel the third person to restore the property to the trust.”). *Id.* at § 284 (“(1) If the trustee in breach of trust transfers trust property to, or creates a legal interest in the subject matter of the trust in, a person who takes for value and without notice of the breach of trust, and who is not knowingly taking part in an illegal transaction, the latter holds the interest so transferred or created free of the trust, and is under no liability to the beneficiary. (2) In the Restatement of this Subject such a transferee is called a ‘bona fide purchaser’.”). *See also id.* at §§ 289-290; Calif. Civil Code § 2243; Indian Trust Act, 1882, §§ 63-64. Lawson, *supra* note 13, at 43-46.

(84) *Id.* at § 284 (1).

(85) *Id.* at § 288.

(86) *Id.* at § 289.

(87) *Id.* at § 290.

(88) *Id.* at § 288, Comment a (“The third person holds the interest which he acquires by the transfer upon a *constructive trust* for the beneficiary of the trust.” (強調筆者)). *See also* Scott, *supra* note 14, at § 202, §§ 507-52.

(89) *Id.* 邦語による文献として、大阪谷，前掲（註81）7頁参照。

(90) Restatement (Second) of Trusts § 288, Comment a (“The beneficiary can in equity compel the third person to restore the property to the trust.”). わが国における信託法起草の段階においても、大正7年の司法省原案第31条は、「受益者ハ信託ノ本旨ニ反スル処分ニ因リテ信託財産ヲ取得シタル者ニ其ノ権利ヲ対抗スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ信託財産ノ取得者ハ新受託者ノ選任アル迄受託者トシテ財産ヲ管理スルコトヲ要ス」と規定し、英米法的な「追求効主義」の立場を採っていたが、大正8年案においてドイツ法的債権説の影響の下に、現行法の「取消権主義」に変更されるに至った。大阪谷，前掲（註81）21頁（1937）。

- (91) Restatement (Second) of Trusts § 202, Comment a (“The equitable interest of the beneficiary in the product of trust property can be enforced against the trustee and against any third person claiming an interest in the product, unless the third person is a bona fide purchaser.”); Restatement of Restitution Ch. 13, §§ 202-215.
- (92) G. G. Bogert & G. T. Bogert, Law of Trusts 580 ([1921] 5th ed. 1973).
- (93) Restatement (Second) of Trusts § 202; Restatement of Restitution § 202, Comment c.
- (94) Restatement (Second) of Trusts § 202 (“(1) Where the trustee by wrongful disposition of trust property acquires other property, the beneficiary is entitled at his option either to enforce a constructive trust of the property so acquired or to enforce an equitable lien upon it to secure his claim against the trustee for damages for breach of trust, as long as the product of the trust property is held by the trustee and can be traced.”); Restatement of Restitution § 202.
- (95) Restatement of Restitution §§ 211-213.
- (95a) Restatement (Second) of Trusts § 202, Comment a; Restatement of Restitution Ch. 13, esp. §§ 211-213. かかる内容を有する英米法系の「物権的追及効」(following the property)は、それぞれ、わが信託法第31条(信託違反の処分行為の取消)および第14条(物上代位)に攝取されている。四宮, 前掲(註5)119頁, 116—17頁。
- (96) F. W. Maitland, Lectures on Equity 112 (1909) (“Equitable estates and interests are not *jura in rem*.... [T]hey are essentially *jura in personam*, not rights against the world at large but rights against certain persons.”). T. E. Holland, The Elements of Jurisprudence 251 ([1880], 13th ed. 1924) も, 債権説の立場に立っている。
- (97) C. C. Langdell, A Brief Survey of Equity Jurisdiction, 1 Harv. L. Rev. 55, 59-60 (1887) (“[An equitable right] may be defined as an equitable personal obligation. It is an obligation because it is not ownership; and because it is relative, *i. e.* it cannot exist without a correlative duty; and it is personal because the duty is imposed upon

- the person the owner of the *res* (*i. e.* of the legal right) and not upon the *res* itself.”).
- (98) J. B. Ames, Lectures on Legal History 76, 262 (1913). なお, H. F. Stone, The Nature of the Rights of the Cestui Que Trust, 17 Colum. L. Rev. 467 (1917) も, 同一線上にあるものと思われる。
- (99) R. R. Powell, The Law of Real Property § 515 (1954).
- (100) J. W. Salmond, Jurisprudence 276-77 ([1902] 10th ed. 1947).
- (101) *Id.*
- (102) *Id.* (“That which the trustee owns, the beneficiary owns also. If the latter owned nothing save the personal obligation between the trustee and himself there would be no trust at all.”).
- (103) P. H. Winfield, The Province of the Law of Tort 109-112 (1931). “We ought to regard the beneficiary’s right against third persons as a right *in rem.*” *Id.* at 112.
- (104) R. M. P. Willoughby, The Distinctions and Anomalies Arising out of the Equitable Doctrine of the Legal Estate (1912).
- (105) R. Pound, Book Review, 26 Harv. L. Rev. 426 (1913). 信託の債権的要素と物権的要素の併存を認める。“One may say there are two things involved, a fiduciary relation and an equitable ownership.” *Id.* at 463.
- (106) C. A. Huston, The Enforcement of Decrees in Equity Ch. 6 (“The Development of Equitable Interests into Real Interests”) (1915).
- (107) E. N. Durfee, Equity in Rem, 14 Mich. L. Rev. 219 (1916).
- (108) A. W. Scott, The Nature of the Rights of the Cestui Que Trust, 17 Colum. L. Rev. 269 (1917).
- (109) Scott, *supra* note 14, at § 130.
- (110) Bogert, *supra* note 62, at § 183.
- (111) 以上の点に関する邦文の文献として, 大阪谷公雄, 英米法に於ける信託の精神, 比較法研究55-67頁 (1951) 参照。
- (112) W. G. Hart, The Place of Trust in Jurisprudence, CXI L. Q. Rev. 290, 297 (1912) (“Why is Trust not entitled to rank as a head *sui generis*?—F.P.” とするポロックのコメントが付されている。).
- (113) Wulf, *supra* note 59, at 32 (“quasi-owner of the property”).

- (114) Cf. Lawson, *supra* note 79, at 201-03.
- (115) Wulf, *supra* note 59, at 37-42.
- (116) Maitland, *supra* note 96, at 220 (1909).
- (117) A. W. Scott, *The Progress of the Law, 1918-1919, Trusts*, 33 Harv. L. Rev. 688-89 (1920).
- (118) わが信託法の従来の通説たる債権説のよく説明しえなかった受益者の信託法第31条の取消権の基礎は、かかる意味における受益権の準物権的性質に存する、といわれる。四宮、前掲（註5）27—30頁。
- (119) Scott, *supra* note 14, at §§ 461-464, §§ 494-506, §§ 507-552; Lawson, *supra* note 13, at 45-47; Restatement (Second) of Trusts § 288, Comment a.
- (120) Zweigelt & Kötz, *supra* note 38, at 337-38.
- (121) *Id.*; Scott, *supra* note 14, at §§ 461-64.
- (122) Dawson, *supra* note 39, at 31.
- (123) *Id.* at 31-33.
- (124) *Id.* at 30; Scott, *supra* note 14, at §§ 465-481.
- (125) Zweigelt & Kötz, *supra* note 38, at 337-38.

#### 第4章 受託者の財産管理権

1. 所有権を客体に対する絶対無制限の全面的な支配権として構成するわが国の大陸法的私法体系の下では、受託者の権利は、「完全権」(Vollrecht)として構成され、そのコロラリーとして物についての受託者はその物の所有者(債権についての受託者はその債権者)として構成されてきた。わが国に伝統的なドイツ法的債権説によれば、受託者への完全権の移転とその債権的拘束とを結合した点に、信託の法的構成の特質があるとされてきた。換言すれば、わが国の伝統的通説は、受益者に完全権を帰属させるような信託の法的効果を、受託者に完全権を帰属させたままの状態で統一的に説明しようとしてきたのである。

これに対し、「客体に関する人々の間の法的関係」(legal relations between

persons with respect to a thing<sup>(126)</sup>）をプロパティ（property）として構成する英米法系においては、完全権という観念そのものが存在していない。英米法系におけるプロパティとは、客体そのものを指すのではなく、その客体の使用に関して適用される人々の間のワン・セットからなる法的関係を意味する。それは、渾一的内容を有するものではなく、客体に対する種々の権能を総合した「一束の権利」（a bundle of rights）としての性格を有する<sup>(127)</sup>。かかるプロパティ観念を有する英米法系において、受託者の権利はどのように構成されてきたのであろうか。

2. わが国を含む大陸法的な近代法的所有権観念によれば、客体に関し「何人も、所有権者（owner）であるか所有権者でないか、のいずれかでなければならぬ——限定された所有権（limited ownership）とは、用語として矛盾する」とされてきた。すなわち、「所有者は、自己に帰属するすべての客体を譲渡しうる無制限の権限を有していなければならない」ということが、前提とされてきた。しかし、かかる前提に立てば、信託の方法によって特定の目的物を譲渡不可能にすることはできなくなる<sup>(128)</sup>。

これに対し、英米法系は、かかる大陸法的な近代法的所有権観念を採用することに対し、消極的立場をとり続けてきた。信託の真髄は、「特定の客体」（specific objects）の管理というよりはむしろ、継続的実体（continuing entity）としての「信託基金」（trust fund）の管理に法的保護を与え、<sup>(129)</sup>「その内容が変化しても、その同一性（identity）を維持する」点に存する、とされてきた。<sup>(130)</sup>メイトランド（F. W. Maitland）によれば、信託基金は一種の「法人化された客体」（incorporated thing）として取り扱われ、原形は変化しても同一性を維持することが認められている<sup>(131)</sup>。英米の信託において中核的地位を占めてきたのは、かかる信託基金としての性格を有する「信託財産」（trust res）であり、<sup>(132)</sup>それなくしては信託関係はそもそも存在しえない、とされてきた。そして、特定の受託者の財産管利権（trusteeship）は、受託者に財産権（property interest）が帰属するまで行使することができない、とされている<sup>(133)</sup>。分析法学的に

は、この信託財産に関してコモン・ロー上の財産権とエクイティ上の財産権とが、いわば「限定された所有権」として重疊的に成立する。このことは、大陸法的な近代法的所有権観念の否定を意味した。

3. 問題は、信託財産に関する受託者および受益者の関係如何という点にある。この点に関し、大陸法的立場からは2つの理論構成が可能であるとされてきた。その1つは、受託者は信託財産の形式上の帰属主体ではあるが、同時にそれを受益者の利益のために管理する義務をも有しているとする法的構成である。この場合、受益者は、受託者に対して相対的な対人的権利を有するに過ぎない<sup>(134)</sup>。他は、これとは反対に、受益者に完全権が帰属していると構成し、その管理権を受託者に付与するとする法的構成である。この場合、受託者は、信託財産と直接的関係には立たず（信託財産の名義すら有していない）、受益者に帰属した財産権を委任によって行使することになる<sup>(135)</sup>。

これに対し、英米法系は、これらのいずれの立場をも採用しておらず、受託者および受益者のいずれもが異なった財産権を有する、と構成してきた。すなわち、受託者および受益者のいずれも、客体を全面的に支配する権能たる大陸法的所有権を有しておらず、それぞれがコモン・ロー上の財産権（legal interest, legal estate）およびエクイティ上の財産権（equitable interest, equitable estate）と呼ばれる異なった財産権を信託財産に関して有している<sup>(136)</sup>。かかる法的発想の下では、誰が客体（physical object）を所有しているかという発想自体が不適切な問となる。換言すれば、所有権の対象となる1つの客体、すなわち1つの財産が存在するのではなくして、その客体に関して複数の財産権が存在するのである。受託者が土地を管理する目的で有するコモン・ロー上の財産権と受益者が土地の利益を享受する目的で有するエクイティ上の財産権とは、その例である<sup>(137)</sup>。

かかる財産権の分割は、ある者が利益の享受をし、他の者がその管理権を有している場合に生ずる<sup>(138)</sup>。その場合、受託者の権利は、受託者に信託財産の名義を与えることを承認しつつも、財産管理権として構成されることになる。かかる名義と管理の分裂を埋めようとして考案されたものが、受託者の忠実義務

（loyal duty）に他ならない。受託者の忠実義務は、受託者を受託者たらしめている義務であり、信託法リステイメント第170条は、「受託者は、受益者に対して**もっぱら**受益者の利益のために信託を管理すべき義務を負う」とその趣旨を簡潔に規定している。<sup>(139)</sup>この信託を管理する忠実義務は、契約的義務とは区別される。<sup>(140)</sup>

このように、財産権の形式的帰属と財産の管理とが分離するところに財産管理の問題を生じ、両者の結合の媒体をなすものとして忠実義務を中核とする財産管理権の観念が必要となる。この財産管理権的発想は、信託財産に実質的法主体性を与える発想を導く。というのは、財産を中核とし、財産の管理を媒介とすることによって、はじめて所有と契約とを結合させることができるからである。

かくして英米の信託法は、大陸法系の「契約」と「所有権」との間に、中間的な「財産管理権」（trusteeship）ともいうべき独自の対物的権利を創り出し、これを発展させてきた。<sup>(141)</sup>英米の信託法は、かかる第三の法的カテゴリである財産管理権を所有と契約との間の媒介体をなすものとして位置づけることにより、大陸法系が契約と所有権による法的操作によってなしうる以上のことをなしてきた。<sup>(142)</sup>と思われる。

4. かかる財産管理権的発想は、受託者個人への信頼を基礎とし、受託者に信託財産の名義を与えることを承認しつつ、しかもその背後に受託者の法人格とは別個の信託財産の実質的法人格を仮定したものであることが指摘されている。さらに一歩進んで、受益者が準物権的権利を有するとする法的構成をとる場合にも、信託財産は受益者の一般財産から離れて特定した目的のために管理されることになるのであるから、かかる場合に信託財産自体の法人格を認めるべき余地が残されていないかが問題となるろう。

この点に関し、イギリスにおいては受託者と信託財産との間に法人格のごとき抽象的人格（an abstract person）を介在させる必要はない、とされてきた。<sup>(143)</sup>また、アメリカのオーソドックスな立場においても、第三者は、受託者に対し

その代表資格において訴を提起し、信託財産に直接かかって行くことは、原則として許されない、と解されてきた。<sup>(144)</sup>

しかしながら、アメリカにおいては、この原則に対し4つの例外則が認められてきている。(1)受託者が信託事務の処理により個人的に負担した責任について、その債権者たる第三者が受託者の固有財産から債権の弁済を受けられない<sup>(145)</sup>場合、(2)債権者たる第三者が信託財産に対して利益を与え、しかも受託者の固有財産をもってはその債権の満足を得ることができない場合<sup>(146)</sup>、(3)信託事務の処理に際して受託者が第三者に対し義務を負担したときは、第三者がその権利の満足を得るためエクイティ上の訴訟により信託財産にかかって行くことができる旨の約款が信託条項に定められている場合<sup>(147)</sup>、および、(4)受託者が正当な信託事務処理として第三者と契約を締結し、その契約において受託者は契約上の義務につき個人的責任を負わず、第三者は信託財産についてのみ責任を追求する旨約定している場合<sup>(148)</sup>が、それである。かかる例外的場合にかぎって、第三者は、その契約上の権利につきエクイティ上の訴によって、信託財産に対し直接かかって行くことができる、とされてきた。

一部の州(なかでもフィールド民法典を採択した州)、たとえばキャリフォルニア州では、さらに一步進めて、「受託者は、信託財産を代表する包括的代理人(a general agent)である」とし、その「権限内の行為は、代理人の行為が本人を拘束するのと同じ範囲において信託財産を拘束する」とした規定が見られる。<sup>(149)</sup>これらの文言は必ずしも明確ではないが、その趣旨は、代表的責任(representative liability)を確立した点にある、と解されている。たとえば、受託者の契約上の債権者は、コモン・ロー上の訴訟において受託者を信託財産の代表資格において訴え、直接信託財産にかかって行くことが許されることになる。

他の若干の州では、判例法により、受託者の債権者に、信託財産の代表者としての受託者に対する訴訟原因をエクイティ上与えることにより、信託財産に直接かかって行くことを認めている。また州によっては、かかる法準則を制定法化したり、あるいは新たに制定法の中に採択するに至っているところもある。<sup>(150)</sup>

このように受託者を法人たる信託財産の代表者として構成する新しい法的発

想は、「統一信託法」(Uniform Trust Act)においても、受益者が訴訟参加についての通知を受け、訴訟参加する機会を与えられることを条件として、認められるに及んで、<sup>(151)</sup>アメリカ法上その理論的正当性が一般的にも認知されるに至った、ということができよう。この統一信託法を採択した州は、8州にも及んでおり、前述のフィールド法典を採択した州その他信託財産に法人格を与えている州の数は、50州中3分の1を超えるに至っている。<sup>(152)</sup>

かかる動向を反映して、1957年に公表された第2次信託法リステイトメントは、第271A条を新たに設けて、「受託者が信託の管理に際してある者に対し契約上の債務を負った場合、その契約上の債権者は、信託財産から債権の弁済を受けることをその者に許容することが衡平である場合には、そうすることができ<sup>(153)</sup>」とするに至った。第2次信託法リステイトメントは、かかる代表的責任を認めることを、最近の動向として積極的に支持している。同条のコメントによれば、代理人または被用者がその一般的権限の範囲内において行為した場合に本人または使用者が責任を負うのと同様に、受託者は、自己の一般的職務権限の範囲内において行為した場合には、直接信託財産から弁済させることができる、とする法準則に市民権が与えられ<sup>(154)</sup>つつある。

かかる新しい法的アプローチは、受託者の人格の分裂を擬制するよりも一層根源にある実体を捉えており、信託財産が実質上も名義上も法律関係の主體的存在として実定法的に扱われつつあることを示唆している。

第2次契約法リステイトメント第271A条は、アメリカにおいて信託財産に法主体性を認めることにより、自由人格の原則、所有権絶対の原則および契約自由の原則といった近代市民法的構造によっては把握することの不可能な財産中心の現代的発想を定着させつつある。このような法的発想の転換をもたらすこの規定は、約束的禁反言（promissory estoppel）の法理に関する契約法リステイトメント第90条および製造者の厳格責任に関する第2次不法行為法リステイトメント第402A条に匹敵するような革新的内容を盛った規定として評価することができよう。

かくして、アメリカにおいては、3分の1以上の州において信託財産自体に

独立の法主体性（法人格）を認めており、かかる州においては、受託者の債権者は、信託財産に対する直接請求権を与えられ、受託者を信託財産の管理者として訴えることが認められるに至っている。かかるアメリカにおける新しい動向は、信託財産自体に法人格を与えることにより受託者の権利を財産管理権として法的に構成することが、より徹底した形で定着化しつつあることを示唆するものといえよう。

(126) 1 Restatement of Property 3 (Ch. 1, Introductory Note).

(127) B. A. Ackerman, *Private Property and the Constitution* 27 (1977).

(128) F. H. Lawson, *A Common Lawyer Looks at the Civil Law* 202 (1953).

この点に関して、ドイツにおいて管理権という独自の物権的権利を認めようとするノルト (Walter Nord) の学説は、注目に値する。その批判的紹介として、田中實・内池慶四郎、受託者の権利—ノルトによる管理権の構成、法学研究21巻6号45頁以下、特に57—59頁 (1948) 参照。

(129) *Id.*

(130) Lawson, *supra* note 13, at 30.

(131) F. W. Maitland, *Collected Papers* 350-53 (“[I]t (=the Court of Chancery) converted the ‘trust’ into an incorporated thing.”). わが国の信託法14条も、かかる信託基金の観念を示す規定である。

(132) Scott, *supra* note 117.

(133) Bogert, *supra* note 62, at § 141 (“[A] trust may come into being without transfer of the trustee’s estate to any trustee, but the trusteeship of a particular trustee cannot begin until he has been invested with a property interest.... [T]he vesting of an estate in a trustee is not an essential to the commencement of a trust, although it is vital to the beginning of trusteeship by a particular trustee and to administration of the trust.”).

(134) Lawson, *supra* note 13, at 77-78.

(135) *Id.* at 78.

(136) *Id.* See also Lawson, *supra* note 127, at 203 (“[T]he distinction

between the legal and the equitable estate is really a red herring drawn across the trail. It is in no way essential to an effective law of trusts. It is not even correctly translated, as some misguided jurists such as Salmond translated it under civilian influences, into legal and equitable ownership. It is part of a system which denies the existence of ownership in land. In other words, it is part of a doctrine of estates,...”).

- (137) Lawson, *supra* note 13, at 78-79.
- (138) *Id.* at 76.
- (139) A. W. Scott, The Fiduciary Principle, 37 Calif. L. Rev. 539, 541 (1949). Restatement (Second) of Trusts § 170 (1). なお, *Id.* at § 170 (2) は, 「受託者は, 受託者自身の計算に基づいて受益者と取引するにあたっては, 受益者と公正に取引し, かつ, 受託者が現実に知り, または知りうべかりし取引に関しての重要な事実をすべて受益者に通知すべき義務を負う」と規定している。See also *id.* at §§ 171-185. なお, 四宮和夫, 受託者の忠実義務, 英米私法論集 (末延三次先生還暦記念) 129頁(1963) は, 1項と2項との関係につき「受託者の忠実義務については, 信託財産 (実質的法主体としての) に対する面と, その背後にあって利益を受ける受益者に対する面との, 二つの面が考えられる。Restatement § 170 の1項と2項とは, この区別に対応するものというべきである。」(132頁) とし, さらに信託財産に対する忠実義務に関して, 「受託者の忠実義務の基礎は, 信認を受けて他人の事務を処理するもの(受託者) は, その世人の利益のためにのみ行動すべきだという原則である。この根本原則のコロラリーとして, 受託者は信託財産 (受益者) の利益すなわち受託者の義務と受託者個人の利益とが衝突するような地位に身を置いてはならぬ, という原則 (第1原則と呼ぶことにする), 受託者は信託事務の処理に際して自ら利益を得てはならぬという原則 (第2原則), および, 受託者は信託事務の処理に際して第三者の利益をはかってはならぬという原則 (第3原則) が, みちびかれる。」(133頁) と述べている。See also Calif. Civil Code §§ 2228-34; Indian Trust Act, 1882 §§ 14, 51-52.
- (140) Scott, *supra* note 14, at § 169.
- (141) Lawson, *supra* note 13, at 10 (“[T]he trustees are the managers of the property.”), & 31 (“[T]he trustees have the management of the

- property.”). 邦語の文献として、於保不二雄、財産管理権論序説（論文集）20—22頁（1954）は、示唆に富む。
- (142) Wulf, *supra* note 59, at 185-86.
- (143) Lawson, *supra* note 13, at 31.
- (144) Restatement (Second) of Trust § 267, Comment a; Bogert & Bogert, *supra* note 91, at 455; Bogert, *supra* note 62, at § 712 (pp. 445-52).
- (145) *Id.* at § 268.
- (146) *Id.* at § 269.
- (147) *Id.* at § 270.
- (148) *Id.* at § 271.
- (149) West's Ann. Calif. Civil Code § 2267; Mont. R. C. M. 1947 § 86-507; N. D.—NDRC 1943, 59.0210; S. D.—SDC § 59.0209.
- (150) その他にも、たとえば、ペンシルヴェイニア州では、一連の判決例により、受託者の債権者が、コモン・ロー上受託者に対しその代表資格において訴えを提起し、信託財産に直接かかって行くことが認められてきた。Manderson's Appeal, 113 Pa. 631, 6 A. 893 (1886) (受託者が失踪し、巨額の債務不履行に陥っていた場合において、受託者からの債権者が信託基金に直接かかって行くことを積極的に解した事案)。See also 20 Penn. Statute §§ 320. 522, 320. 939; Ala.—Code 1940, Tit. 58, §§ 39-43; Conn. Gen. St. 1958, § 52-202; Ga. Code §§ 108-501 to 108-506; 60 OKl. St. Ann. § 174. See Bogert *supra* note 62, at § 712 (pp. 452-57).
- (151) Uniform Trusts Act § 12 (“Whenever a trustee shall make a contract which is within his powers as trustee, or a predecessor trustee shall have made such a contract, and a cause of action shall arise thereon, the party in whose favor the cause of action has accrued may sue the trustee in his representative capacity, and any judgment rendered in such action in favor of the plaintiff shall be collectible [by execution] out of the trust property.”); *id.* at § 14 (“Where a trustee or his predecessor has incurred personal liability for a tort committed in the course of his administration, the trustee in his representative capacity may be sued and collection had from the trust property,...”). § 12を採択している州としては、ルイジアナ州、ネヴァダ州、ニュー・メキシコ州、ノ

## 英米信託法の基本的構造（2・完）

ース・キャロライナ州，オクラホウマ州，サウス・ダコウタ州，テキサス州，ワシントン州がある。

(152) わが国では，戦前の昭和16年（1941年）に，四宮教授により，信託財産の目的財産性に着目して，信託財産自体に法人格を認める方向が示唆されていた。そして，戦後の昭和32年（1957年）に，「信託法における信託違反受託者の賠償責任の性質」と題する論文において，この問題が詳しく論じられるに至った。同教授は，次のように述べている。「私は，信託の個人的側面（受託者への信頼を基礎とし，受託者に信託財産の名義を与えるという）を承認しつつ，しかも，その背後に，受託者の法人格とは別個の，信託財産の実質的法人格を仮定することが，信託法の認める諸効果の真の意味を理解し，さらに信託法上の諸問題を解明するための，有力な指針となるものと考え」と。四宮，前掲（註32）166頁。

(153) Restatement (Second) of Trusts § 271 A.

(154) *Id.* at Comment a. かかる方向は，アメリカでは，1922年の H. F. Stone, A Theory of Liability of Trust Estates for the Contracts and Torts of the Trustee, 22 Colum. L. Rev. 527 (1922) において，理論的にはすでに示唆されていた。

## 第5章 結 語

意思理論に基づく法律行為論，絶対無制限の支配権たる観念的抽象的所有権および物権債権の峻別を中核とするわが国の大陸法的私法体系の中であって，英米法系からわが国に摂取された信託は，債権説的に法的構成されてきた。その結果，信託行為は「信託契約」として契約の次元で把握され，受益者の権利は「債権」として構成され，受託者の権利は「完全権」として法的処理がなされてきた。

これに対し，信託を信託財産を中核とする信託関係者間の関係として構成してきた英米の信託法は，信託設定行為に関しては，これを「物権的取決め」として把握し，受益権に関しては，債権と物権との中間的領域を開拓することにより，法定信託を媒介としてこれを「準物権的権利」として構成し，受託者の

権利に関しては、信託財産に法主体性を与えることによりこれを「財産管理権」として位置づけてきた。

このように英米法系の信託は、わが国の私法の基幹的理論として前提とされている法律行為論とは無縁であり、むしろ信託財産を中核とする信託関係者間の関係として構成されてきたといえよう。換言すれば、英米法系における信託概念は、契約的債務としてというよりも、むしろ関係的責任 (relational liability) として構成されており、このことは、信託の概念が、プロパティを「物に関する人々の中の法的関係」(legal relations between persons with respect to a thing) と定義した財産法リステイトメントの基礎をなしている根本的発想と、基本的には同一線上にあることを示唆しているように思われる。その法的関係は、信託設定当事者の意思によって決せられるものというよりも、法の作用により法的に定められている。その結果、信託財産が独立した法主体性を有するようになり、それを中心に信託当事者のみならず第三者をも拘束することが法的に可能となる。信託財産の第三取得者を法定受託者 (constructive trustee) として構成するがごときは、関係的責任の顕著な一例といえよう。

このように信託責任は、信託設定者の意思に基づくものというよりも、信託関係者が信託財産に関する人々の中の法的関係に拘束されるものといえよう。かくして英米信託法は、意思理論よりも関係理論に基づいて、大陸法が契約(債権)および所有権(物権)による法的操作によってなしうる以上の法的処理をなしてきたように思われる。

(立教大学法学部教授)

信託法研究第6号の一部訂正

29頁註(1) F. W. Maitland, *The Law of Trusts*→F. W. Maitland, *Lectures on Equity*.

30頁註(14) (1960)→([1939] 1960 ed.)

30頁註(18) (1967)→(1927)